

## 東石松 自 治 区 規 約

### (組 織)

第1条 本会は、東石松区に居住する全員を以って構成し、1世帯を以って単位とする。

### (区 画)

第2条 東石松区を3自治区とし、各自治区を次の班に分かつ。

- ① 東石松第1自治区・3個班
- ② 東石松第2自治区・6個班
- ③ 東石松第3自治区・5個班

### (事 務 所)

第3条 本会の事務所は、区長宅に置く。

### (目 的)

第4条 本会は、会員同士の融和と親睦を図り、生活環境の改善及び文化の向上に努め、地域社会の民主的な発展を図ることを目的とする。

### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、区民の福祉厚生及び防災活動に関する事業を行う。

### (役 員)

第6条 役員と諸係を以下のとおりとする。

役 員 ① 区長1名 ② 区長代理1名 ③ 会計1名 ④ 会計監査委員2名  
⑤ 班長14名 ⑥ 祭り委員2名・顧問1名

諸 係 ① 天満社総代3名 ② 公民館長3名 ③ 消防世話人3名 ④ 事務補佐役1名 ⑤ 青壮年部長3名

### (役員の選出)

第7条 ① 区長・区長代理及び会計は、各自治区より選出された自治委員の互選により決定する。

② 会計監査委員は、総会において選出する。

③ 班長は、各隣保班より選出する。

④ 天満社総代、公民館長、消防世話人は、各自治区より選出する。

⑤ 祭り委員・顧問は、旧自治委員又は自治委員経験者が行う。

⑥ 青壮年部長は、各自治区より選出する。

### (役員並びに諸係の任期)

第8条 ① 役員は、1年とする。但し、再任を妨げない。

② 諸係は、以下の通りとする。但し、再任を妨げない。

継続して再任された場合の任期は、1年毎とする。

天満社総代 3年

公民館長・消防世話人・青壮年部長 2年

- ③ 役員並びに諸係が不測の事態により役務の継続が困難となった場合は、速やかに後任の者を選出する。  
後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

(総 会)

第9条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

定期総会は、3月に開催する。

臨時総会は、区長が必要と認めるとき、又は、役員<sup>3</sup>の3分の1以上の請求があったとき、区長が召集する。

(議 決)

第10条 ① 総会は、代議員の3分の2以上の出席が無ければ、議事を開くことが出来ない。

② 議事は、出席代議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは区長が決する。

③ 代議員がやむを得ない理由で欠席する場合、委任状の提出を以って出席とみなし議決権を有するものとする。

④ 白紙委任状は区長に議決権を委任したものとする。

(代 議 員)

第11条 ① 総会は、代議員制とする。

② 各班の代議員の人数は、5世帯に1名とし、端数を生じた場合は1名を加えるものとする。

(総会の審議)

第12条 次の事項は、総会において審議しなければならない。

- ① 予算及び決算 ② 役員<sup>3</sup>の報酬 ③ 規約の改正 ④ その他重要事項

(役 員 会)

第13条 [第1項]

区長は、必要に応じ、役員会及び諸係会を開催することが出来る。但し、四半期に一度は定期役員会を行うこととし、第4四半期は定期総会に含むことができる。

(執 行 部)

第13条 [第2項]

本会に執行部を置く。執行部は、区長・区長代理・会計の三役で構成し、本会の事業を執行する。但し、区長が必要と認められた時は、顧問・事務補佐役・青壮年部長等を加えた「執行部会」を開催することができる。

(役員<sup>3</sup>の事務)

第14条 ① 区長は、東石松区内の一般事務を掌り、定期総会において、重要事項の経過報告をしなければならない。

② 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、その職務を代行する。

③ 会計は、一般及び特別会計の金銭出納事務を取り扱い、定期総会において、会計報告をしなければならない。

④ 区長・区長代理・会計は、翌年度の予算案を作成し、総会に提出しなければならない。

⑤ 会計の証拠書類は、5年間保存しなければならない。

- ⑥ 会計は、一般及び特別会計の金銭出納事務を事務補佐役に委託することができる。但し、その責は免れないものとする。
- ⑦ 事務補佐役には、会計帳票等のパソコン入力事務以外にも議事録等の書類作成業務も委託することができる。
- ⑧ 青壮年部長は若い世代を代表して自治会活動に参加するとともに、本会の事業活動を次世代に継承する。

(区 費)

- 第 15 条
- ① 区費の徴収は、年 4 回とし、年額 1 万円（第 1・2 期各 3 千円、第 3・第 4 期各 2 千円）とする。
  - ② 徴収は、徴収該当月に居住する世帯とする。
  - ③ 未加入区民、未加入事業所（別荘、保養所等を含む）から 3 千円を徴収する。
  - ④ 高齢者世帯（満 80 歳以上の世帯主）については、年会費のうち 2 千円を免除する。但し、独居又は高齢夫婦の世帯で年度開始日において世帯主が満 80 歳以上の世帯を対象とし、他に生計を担うものがないこと。
  - ⑤ 生活困窮世帯については、民生委員との協議によって区費の一部又は全額を免除することができる。

(共同作業)

- 第 16 条 環境の整備・清掃・防災活動等の共同作業を必要とするときは、協調性を以って参加するものとする。

(出 不 足)

- 第 17 条
- ① 次の場合を除き、共同作業に参加できない者は、出不足金を拠出するものとする。
    - ・ 当日慶弔のあった場合
    - ・ 世帯主が 70 歳以上で、且つ同居者に参加する者がいないとき。
  - ② 出不足金は、2 千円とする。

(役員の報酬)

- 第 18 条 役員の報酬は、年額 次のとおりとする。
- ・ 報酬年額 5 万円の者 ① 区長 ② 区長代理 ③ 会計  
 ※ブロック長を兼務する場合は、別途 1 万円を支給する。
  - ・ 報酬年額 1 万円の者 ① 班長 ② 公民館長 ③ 事務補佐役  
 ④ 青壮年部長  
 ※班長には、所属する世帯数に、200 円を乗じた金額を、別途支給する。  
 ※事務補佐役に対し区の会計事務を全面的に委託する場合は、自治委員と同額の報酬を支給する。
  - ・ 報酬年額 7 千円の者 ① 消防世話人 ② 天満社総代  
 ③ 祭り委員・顧問 ④ 会計監査委員

付則

この規約は

昭和55年 4月 1日より施行  
昭和57年 4月 1日より施行  
昭和63年 4月 1日より施行  
平成 3年 4月 1日より施行  
平成 6年 4月 1日より施行  
平成 7年 4月 1日より施行  
平成 9年 4月 1日より施行  
平成10年 4月 1日より施行  
平成13年 4月 1日より施行  
平成17年 4月 1日より施行

平成18年 4月 1日より施行  
平成20年 4月 1日より施行  
平成22年 4月 1日より施行  
平成28年 4月 1日より施行  
平成31年 4月 1日より施行  
令和 3年 4月 1日より施行  
令和 5年 4月 1日より施行  
令和 6年 4月 1日より施行